

令和8年3月17日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 坂田

衛生統計第二係（内線 7512）

（代表番号） 03（5253） 1111

（直通番号） 03（3595） 2919

令和6（2024）年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健（こども家庭庁所管）	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	5
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	14
7 肝炎ウイルス検診	16
III 統計表	17
IV 用語の解説	23

令和6（2024）年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健（こども家庭庁所管）

（1）妊娠届出の状況

令和6（2024）年度に市区町村へ妊娠の届出をした者は736,562人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が697,468人（構成割合94.7%）と最も多くなっている（表1、統計表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		令和2年度 (2020)	構成割合 (%)	3年度 ('21)	構成割合 (%)	4年度 ('22)	構成割合 (%)	5年度 ('23)	構成割合 (%)	6年度 ('24)	構成割合 (%)
総 数		867 510	100.0	831 824	100.0	790 417	100.0	750 992	100.0	736 562	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 （第3月以内）	820 361	94.6	788 671	94.8	746 355	94.4	709 740	94.5	697 468	94.7
	満12～19週 （第4～5月）	36 429	4.2	33 737	4.1	34 061	4.3	31 514	4.2	29 341	4.0
	満20～27週 （第6～7月）	4 952	0.6	4 469	0.5	4 632	0.6	4 694	0.6	4 642	0.6
	満28週～分娩まで （第8月～分娩まで）	3 038	0.4	2 612	0.3	2 580	0.3	2 599	0.3	2 618	0.4
	分娩後	1 422	0.2	1 185	0.1	1 571	0.2	1 594	0.2	1 612	0.2
	不 詳	1 308	0.2	1 150	0.1	1 218	0.2	851	0.1	881	0.1

（2）妊産婦の健康診査の実施状況

令和6（2024）年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」916,653人、「産婦」562,997人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 094 937	1 058 415	1 001 298	956 635	916 653
	精密健康診査受診実人員	11 795	11 667	11 443	10 920	11 023
産 婦	一般健康診査受診実人員	455 705	502 874	529 819	542 095	562 997
	精密健康診査受診実人員	85	115	186	202	165

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

令和6(2024)年度に市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月」が699,258人と最も多く、受診率は95.9%となっている(表3)。

令和6年度に市区町村が実施した幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月」741,484人、「3歳」808,671人となっている。受診率は、「1歳6か月」96.8%、「3歳」96.4%となっている(表4)。

表3 乳児の健康診査の年次推移

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	
乳 児	1～2か月	一般健康診査受診実人員	222 648	220 958	208 798	202 245	265 051
		受診率 ¹⁾ (%)	86.1	88.6	88.0	88.6	87.8
		精密健康診査受診実人員	1 245	1 247	1 196	1 103	1 498
	3～5か月	一般健康診査受診実人員	848 634	807 451	777 472	735 706	699 258
		受診率 ¹⁾ (%)	94.0	95.4	96.1	96.1	95.9
		精密健康診査受診実人員	21 863	22 915	23 241	23 464	23 893
6～8か月	一般健康診査受診実人員	317 587	304 135	293 534	275 751	258 659	
	受診率 ¹⁾ (%)	83.7	84.3	84.9	85.4	83.9	
	精密健康診査受診実人員	1 294	1 305	1 363	1 460	1 326	
9～12か月	一般健康診査受診実人員	627 726	595 199	593 128	559 552	540 366	
	受診率 ¹⁾ (%)	84.3	85.0	86.1	86.2	86.3	
	精密健康診査受診実人員	4 065	4 219	4 367	4 538	4 718	

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	
幼 児	1歳6か月 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	893 980	838 719	819 139	782 952	741 484
		受診率 ²⁾ (%)	95.2	95.2	96.3	96.9	96.8
		精密健康診査受診実人員	13 716	14 374	14 912	14 973	14 935
	3歳 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	912 554	899 006	875 482	840 352	808 671
		受診率 ²⁾ (%)	94.5	94.6	95.7	96.0	96.4
		精密健康診査受診実人員	65 030	70 308	77 698	84 541	86 264
	4～6歳	一般健康診査受診実人員	42 330	40 363	41 138	39 888	48 807
		受診率 ²⁾ (%)	81.0	80.5	82.9	83.7	84.6
		精密健康診査受診実人員	2 351	2 562	2 596	2 656	2 925
	その他	一般健康診査受診実人員	41 330	43 713	43 861	39 902	37 347
精密健康診査受診実人員		731	819	740	703	822	

注: 1) 「1歳6か月」及び「3歳」は法定の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

令和6(2024)年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」803,342人、「産婦」309,894人、「乳児」557,467人、「幼児」729,810人となっている(表5)。

令和6年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」623,962人が最も多く、次いで「乳児」491,023人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
妊 婦	837 299	813 733	795 462	811 574	803 342
産 婦	218 711	233 304	270 465	304 540	309 894
乳 児	495 149	511 400	546 020	555 726	557 467
幼 児	680 151	695 510	734 044	745 020	729 810

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
妊 婦	36 981	34 362	35 070	43 173	45 996
産 婦	648 316	636 071	634 183	645 198	623 962
新 生 児 ¹⁾	185 893	185 719	170 530	184 301	183 748
未 熟 児	40 184	40 506	40 303	40 880	39 669
乳 児 ²⁾	532 934	513 885	513 547	513 876	491 023
幼 児	129 398	115 378	114 309	112 783	108 248

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

令和6(2024)年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は5,549,986人で、そのうち「栄養指導」が3,399,474人と最も多く、次いで「運動指導」が1,184,186人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が1,777,543人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が1,129,295人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
総数	3 496 273	3 681 496	4 559 278	5 237 873	5 549 986
栄養指導	2 210 957	2 379 453	2 837 472	3 221 917	3 399 474
運動指導	662 394	660 225	959 523	1 120 032	1 184 186
休養指導	73 110	79 857	89 484	98 302	103 326
禁煙指導	203 983	203 725	216 705	234 698	237 128
その他	345 829	358 236	456 094	562 924	625 872

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

令和6(2024)年度

	被指導延人員				
	総数	令和6(2024)年度			
		妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	5 549 986	473 472	1 860 103	334 446	2 881 965
栄養指導	3 399 474	228 354	1 777 543	177 683	1 215 894
運動指導	1 184 186	37 884	・	17 007	1 129 295
休養指導	103 326	55 801	・	9 707	37 818
禁煙指導	237 128	87 455	・	59 533	90 140
その他	625 872	63 978	82 560	70 516	408 818

注:1)「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

令和6(2024)年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診」3,004,975人、「保健指導」2,890,678人、「予防処置」1,199,138人、「治療」17,186人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
歯科健診・保健指導 ¹⁾	3 548 523
歯科健診 ²⁾	...	3 008 327	3 020 149	3 028 094	3 004 975
保健指導 ²⁾	...	2 368 289	2 599 995	2 834 906	2 890 678
予防処置	1 143 004	1 631 441	1 583 466	1 587 124	1 199 138
治療	11 283	13 748	14 761	15 418	17 186

注:訪問によるものを除く。

1)令和2年度報告までは、「歯科健診」と「保健指導」の双方を同じ日に同じ日に行った場合、又は、どちらか一方を行った場合は1と計上している。

2)令和3年度報告からは、「歯科健診」と「保健指導」を行った場合、双方に1と計上している。

4 精神保健福祉

令和6(2024)年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」905,113人、「デイ・ケア」36,813人、「訪問支援」293,879人、「電話相談」1,691,890人、「メール相談」38,833人となっている(表10)。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が224,831人と最も多くなっている(表11)。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
相談 ¹⁾	825 450	841 204	860 120	874 102	905 113
デイ・ケア	45 194	40 602	41 779	39 532	36 813
訪問支援 ²⁾	310 056	271 924	273 360	287 830	293 879
電話相談	1 696 351	1 607 410	1 630 400	1 688 235	1 691 890
メール相談	20 038	21 563	24 701	28 049	38 833

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正(令和6年4月1日施行)に伴い、令和6年度報告から「訪問支援」として把握している。令和5年度報告までは「訪問指導」として把握していた。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

	延人員					
	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	
相談 ¹⁾	825 450	841 204	860 120	874 102	905 113	
内容	老人精神保健	40 993	41 792	47 000	45 511	44 883
	社会復帰	200 120	200 997	219 193	220 111	224 831
	アルコール	31 566	29 109	28 057	28 675	28 902
	薬物	5 602	5 768	6 014	5 347	5 096
	ギャンブル	3 171	3 829	4 676	5 335	6 386
	ゲーム	1 646	2 215	1 431	1 245	1 487
	思春期	19 100	24 744	25 026	21 046	21 065
	心の健康づくり	139 851	151 870	150 192	155 429	157 357
	うつ・うつ状態	25 591	34 218	39 220	45 251	50 484
	摂食障害	2 702	3 855	2 560	2 280	2 455
	てんかん	5 417	4 919	3 881	4 548	4 536
その他	349 691	337 888	332 870	339 324	357 631	
(再掲)	ひきこもり	36 998	40 609	41 242	42 926	46 221
	発達障害	35 825	44 556	51 796	49 234	54 909
	自殺関連	26 070	25 118	25 129	26 191	25 652
	(再掲)自死遺族	1 474	1 699	1 844	1 812	1 576
	犯罪被害	645	475	433	639	655
災害	1 554	489	847	1 396	1 058	

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

令和6(2024)年度に保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」29,469件、「来所相談」49,995件となっている。

保健所が実施したHIV抗体検査のための採血件数は、スクリーニング検査は82,837件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは142件となっている。
(表12)

表12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
相談件数	電話相談	21 874	21 735	30 682	34 602	29 469
	来所相談	22 149	22 733	31 849	44 777	49 995
HIV抗体検査 のための 採血件数	スクリーニング検査	36 056	38 292	56 575	80 890	82 837
	確認検査 ¹⁾	193	182	191	227	240
	陽性件数	111	123	121	149	142
	陽性であった割合 ²⁾ (%)	0.31	0.32	0.21	0.18	0.17

注: 1)「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2)陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

6 予防接種

令和6(2024)年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザワクチン」が18,302,029人、「新型コロナワクチン」が6,904,853人となっている(表13)。

表13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

				令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT)	第1期	初回接種	第1回	107	115	81	92	75
			第2回	98	118	83	98	81
			第3回	110	107	87	115	102
		追加接種	215	262	259	312	302	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	3	9	5	6	3
			第2回	4	8	1	7	1
			追加接種	-	6	2	12	1
		第2期	914 474	821 763	779 668	777 608	807 119	
不活化ポリオワクチン(IPV)	初回接種	第1回	第1回	83	99	76	91	71
			第2回	59	93	80	86	70
			第3回	89	110	87	96	83
		追加接種	660	549	526	449	484	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	857 069	815 570	776 640	787 952	14 989
			第2回	868 549	816 900	778 248	798 098	78 936
			第3回	877 733	816 248	776 781	806 568	153 042
		追加接種	938 948	834 142	763 052	758 768	745 968	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヒブ ¹⁾ 混合ワクチン(DPT-IPV-Hib)	第1期	初回接種	第1回	682 522
			第2回	620 847
			第3回	552 897
		追加接種	70 170	
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 118 107	780 325	927 384	845 748	820 559
			第2回	1 145 747	782 711	893 160	824 939	812 876
			追加接種	1 091 820	502 199	1 166 185	865 647	809 333
		第2期	1 150 454	468 636	1 276 485	1 059 051	995 630	
ヒブワクチン			第1回	851 081	818 613	772 619	729 427	12 541
			第2回	872 061	812 750	774 931	731 828	72 753
			第3回	888 312	811 687	772 250	733 257	141 944
			第4回	939 313	816 086	782 647	749 276	621 915
小児用肺炎球菌ワクチン			第1回	847 164	818 397	772 696	728 660	696 484
			第2回	857 214	813 293	775 446	732 202	693 622
			第3回	864 177	812 212	773 117	733 661	693 901
			第4回	903 324	810 692	782 539	749 005	706 263
ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン ²⁾	2価・4価	第1回	第1回	83 735	198 474	540 681	30 165	17 747
			第2回	61 266	182 463	476 322	74 048	26 227
			第3回	37 556	139 014	336 762	169 722	35 814
	9価	第1回	第1回	.	.	.	629 063	1 516 557
			第2回	.	.	.	433 815	1 282 529
			第3回	.	.	.	260 380	944 364
水痘ワクチン			第1回	893 542	811 920	790 735	760 371	711 539
			第2回	894 875	789 291	712 490	715 727	689 789
B型肝炎ワクチン			第1回	845 156	813 711	766 076	724 033	691 838
			第2回	856 795	809 608	769 332	727 061	690 621
			第3回	856 720	791 139	752 615	720 535	678 111
ロタウイルスワクチン ³⁾	1価	第1回	第1回	269 916	531 958	506 997	466 398	446 093
			第2回	223 309	525 541	505 785	465 049	441 485
	5価	第1回	第1回	127 896	266 690	247 383	246 570	234 914
			第2回	106 074	269 110	247 836	246 658	234 277
			第3回	82 201	265 758	243 149	243 460	231 876
			第1期	882 689	808 778	789 902	755 446	697 771
BCGワクチン ⁶⁾	総数	第2期	968 086	951 195	904 703	874 958	829 336	
		5月未満	46 622	41 648	29 078	32 287	27 669	
インフルエンザワクチン ⁶⁾	総数	5月以上1歳未満	825 670	766 136	748 688	702 619	671 642	
		総数	23 677 920	20 187 753	20 958 488	19 685 949	18 302 029	
成人用肺炎球菌ワクチン ⁶⁾	総数	60歳以上65歳未満	33 684	26 406	25 608	23 334	23 076	
		65歳以上	23 644 236	20 161 347	20 932 880	19 662 615	18 278 953	
		60歳以上65歳未満	1 215 202	1 059 846	972 704	1 127 808	325 057	
		65歳	3 622	2 010	1 660	3 844	1 236	
		65歳相当	323 821	
		65歳相当	634 982	573 964	484 722	546 992	.	
		70歳相当	215 856	151 689	134 231	171 304	.	
		75歳相当	111 292	119 298	142 443	173 200	.	
		80歳相当	110 703	94 003	86 320	106 217	.	
		85歳相当	73 973	60 447	61 681	61 425	.	
新型コロナワクチン ⁵⁾	総数	90歳相当	44 321	39 188	41 718	43 303	.	
		95歳相当	17 175	16 173	16 730	18 114	.	
		100歳相当	3 278	3 074	3 199	3 409	.	
		60歳以上65歳未満	6 904 853	
		65歳以上	12 405	
						6 892 448		

注: 1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヒブ混合ワクチンを使用する。当ワクチンは、令和6年4月1日より定期接種での使用が開始された。

2) ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンは、令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更し、「9価」は令和5年4月1日より定期接種に追加された。

3) 「ロタウイルスワクチン」は、令和2年10月1日より定期接種が開始された。

4) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

5) 「新型コロナワクチン」は、令和6年4月1日より定期接種が開始された。

6) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

令和6(2024)年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」29,411人が最も多く、「その他」を除き、次いで「管理栄養士」4,005人、「薬剤師」3,370人、「獣医師」2,346人となっている。

相談員、監視員等(再掲)をみると、「医療監視員」9,790人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,822人、「環境衛生監視員」5,182人となっている。(表14)

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	令和4年度 (2022)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
総 数	61 798	61 422	61 123	13 749	24 128	23 246
医 師	861	847	876	428	398	50
歯科医師	128	115	121	49	59	13
獣医師	2 420	2 373	2 346	1 079	1 267	-
薬剤師	3 244	3 259	3 370	1 734	1 632	4
理学療法士	134	124	136	17	48	71
作業療法士	100	102	102	21	37	44
歯科衛生士	725	736	736	94	332	310
診療放射線技師	409	400	378	200	164	14
診療エックス線技師	1	2	-	-	-	-
臨床検査技師	677	687	652	452	193	7
衛生検査技師	31	29	31	13	18	-
管理栄養士	3 939	3 929	4 005	733	890	2 382
栄養士	411	304	327	29	87	211
公認心理師	154	180	234	6	112	116
保健師	28 560	29 006	29 411	4 233	9 048	16 130
助産師	283	287	281	12	56	213
看護師	820	751	734	61	171	502
准看護師	59	58	46	1	2	43
その他	18 842	18 233	17 337	4 587	9 614	3 136
(再 掲) ²⁾						
精神保健福祉士	775	763	756	279	317	160
精神保健福祉相談員	1 069	1 149	1 072	531	521	20
栄養指導員	1 183	1 241	1 151	629	522	-
食品衛生監視員	5 765	5 750	5 822	2 893	2 929	-
環境衛生監視員	4 927	5 043	5 182	2 816	2 366	-
医療監視員	9 353	9 390	9 790	6 865	2 925	-

注: 1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

令和6(2024)年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人当たりで見ると、「全国」では23.7人で、都道府県別にみると、「島根県」が50.7人と最も多く、次いで「高知県」47.2人、「鳥取県」42.1人となっている(表15、図1、統計表2)。

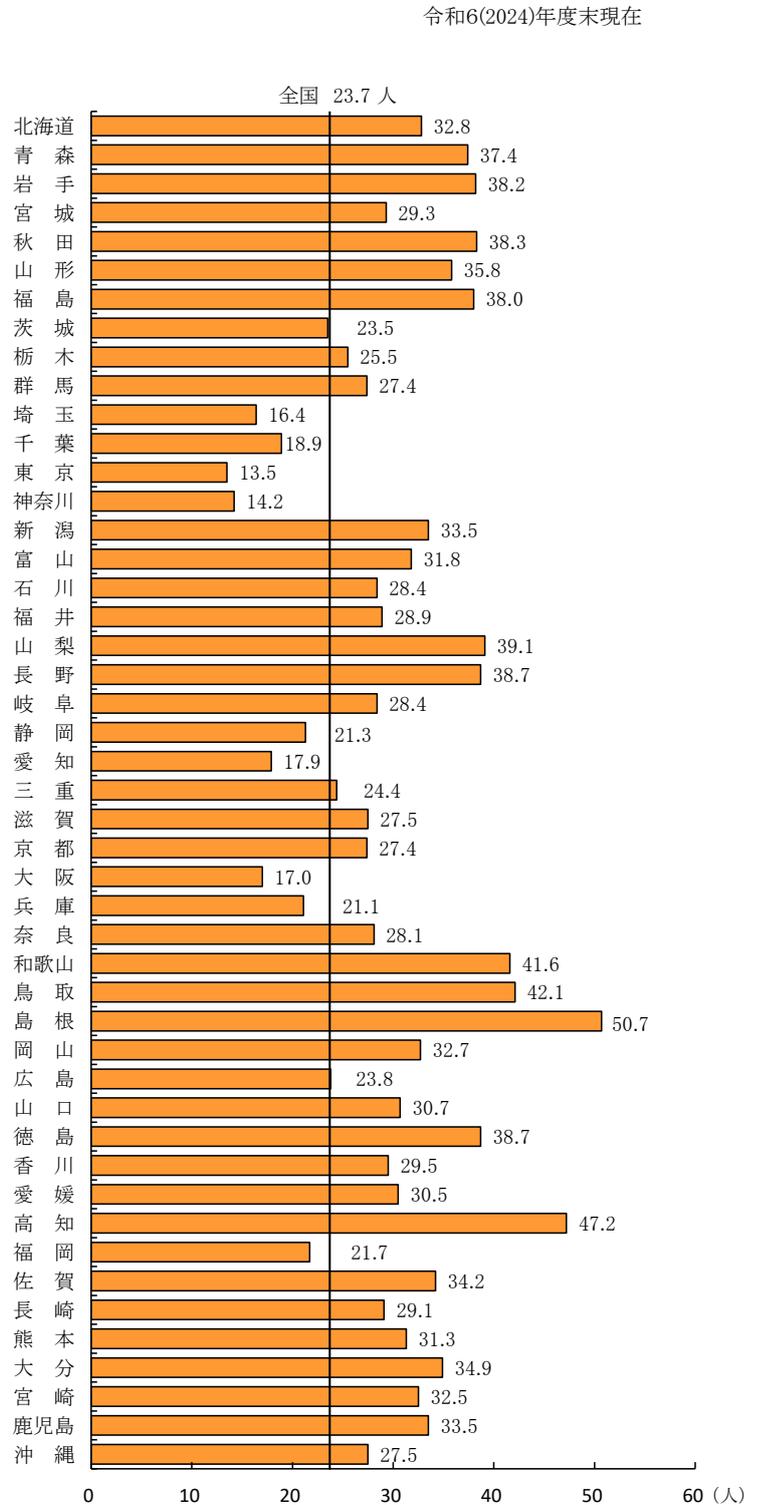
表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 令和6(2024)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区 政令市・特別区以外	
全 国	29 411	23.7	14.8	32.2
北 海 道	1 653	32.8	12.6	54.4
青 森	443	37.4	17.8	50.6
岩 手	441	38.2	15.1	45.5
宮 城	652	29.3	15.3	42.1
秋 田	348	38.3	17.0	48.5
山 形	362	35.8	16.9	41.5
福 島	673	38.0	23.1	52.7
茨 城	668	23.5	12.7	24.6
栃 木	485	25.5	16.7	28.7
群 馬	522	27.4	18.4	32.5
埼 玉	1 213	16.4	13.3	18.2
千 葉	1 193	18.9	13.6	21.5
東 京	1 891	13.5	12.7	16.2
神 奈 川	1 308	14.2	11.9	21.9
新 潟	708	33.5	19.2	41.7
富 山	321	31.8	23.8	37.2
石 川	312	28.4	16.2	36.6
福 井	216	28.9	16.1	35.5
山 梨	313	39.1	24.5	43.4
長 野	778	38.7	22.3	45.6
岐 阜	554	28.4	17.8	31.1
静 岡	763	21.3	15.5	25.3
愛 知	1 337	17.9	13.1	22.9
三 重	425	24.4	13.4	26.8
滋 賀	386	27.5	17.8	30.6
京 都	678	27.4	20.7	35.8
大 阪	1 490	17.0	14.1	23.5
兵 庫	1 140	21.1	17.2	27.2
奈 良	366	28.1	11.8	34.0
和 歌 山	375	41.6	15.6	58.4
鳥 取	225	42.1	30.1	48.2
島 根	326	50.7	29.8	59.8
岡 山	601	32.7	20.3	54.6
広 島	649	23.8	16.4	38.7
山 口	397	30.7	18.9	33.4
徳 島	271	38.7	・	38.7
香 川	277	29.5	18.4	38.3
愛 媛	395	30.5	11.1	42.5
高 知	314	47.2	15.1	75.7
福 岡	1 105	21.7	14.8	30.3
佐 賀	272	34.2	・	34.2
長 崎	371	29.1	18.6	39.2
熊 本	537	31.3	16.4	42.3
大 分	385	34.9	17.6	48.0
宮 崎	341	32.5	16.7	42.1
鹿 児 島	523	33.5	15.7	44.4
沖 縄	408	27.5	14.7	30.9

注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)」により算出した。

図1 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)



注: 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康診査

令和6(2024)年度に市区町村が実施した健康診査の受診者数は129,098人で、男61,023人、女68,075人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」が41,815人と最も多く、次いで「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」36,944人となっている(表2)。

表1 性別にみた健康診査における受診者数の年次推移

(単位:人)

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
総数	114 415	119 621	123 861	125 372	129 098
男	54 351	56 978	58 693	59 622	61 023
女	60 064	62 643	65 168	65 750	68 075

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20(2008)年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

令和6(2024)年度

	受診者数 ¹⁾	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	129 098	12 989	36 944	22 140	30 177	41 815	16 359	20 964	18 502	25 578
男	61 023	5 952	18 706	11 101	13 597	18 982	9 275	10 010	10 733	12 319
女	68 075	7 037	18 238	11 039	16 580	22 833	7 084	10 954	7 769	13 259
		受診者数に占める割合(%)								
総数	100.0	10.1	28.6	17.1	23.4	32.4	12.7	16.2	14.3	19.8
男	100.0	9.8	30.7	18.2	22.3	31.1	15.2	16.4	17.6	20.2
女	100.0	10.3	26.8	16.2	24.4	33.5	10.4	16.1	11.4	19.5

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者を行い、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

1) 一人の受診者が、複数の検査結果に該当する場合は、それぞれの区分に計上しているため、検査結果の計が受診者数を上回る場合がある。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

令和6(2024)年度に市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は437,382人、骨粗鬆症検診の受診者数は329,674人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診64.2%、骨粗鬆症検診16.7%となっており、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診ともに年齢が上がるほど受診者数に占める「要精検者」の割合は高くなっている。(表3)

令和6年度の市区町村における検診実施率は、歯周疾患検診85.1%、骨粗鬆症検診65.6%となっている(表4)。

表3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人) 令和6(2024)年度

		受診者数 ¹⁾	指導区分					
			要精検者		要指導者		異常認めず	
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総数	437 382	280 720	64.2	108 197	24.7	48 379	11.1
	20歳	30 100	14 922	49.6	10 658	35.4	4 515	15.0
	30歳	45 275	27 192	60.1	12 807	28.3	5 269	11.6
	40歳	73 655	44 630	60.6	20 137	27.3	8 867	12.0
	50歳	92 044	59 343	64.5	23 156	25.2	9 526	10.3
	60歳	95 114	64 013	67.3	21 738	22.9	9 347	9.8
	70歳	101 194	70 620	69.8	19 701	19.5	10 855	10.7
骨粗鬆症検診 ²⁾	総数	329 674	55 040	16.7	91 836	27.9	182 655	55.4
	40歳	30 058	751	2.5	3 987	13.3	25 320	84.2
	45歳	29 112	892	3.1	4 164	14.3	24 056	82.6
	50歳	48 150	2 125	4.4	7 950	16.5	38 075	79.1
	55歳	47 634	5 302	11.1	12 069	25.3	30 263	63.5
	60歳	55 542	10 913	19.6	18 987	34.2	25 591	46.1
	65歳	54 548	14 321	26.3	20 072	36.8	20 106	36.9
70歳	64 630	20 736	32.1	24 607	38.1	19 244	29.8	

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ³⁾				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(2020)	('21)	('22)	('23)	('24)	(2020)	('21)	('22)	('23)	('24)
実施市区町村数	1 307	1 379	1 417	1 452	1 478	1 033	1 069	1 095	1 115	1 140
検診実施率 ¹⁾ (%)	75.2	79.4	81.6	83.6	85.1	59.5	61.5	63.0	64.2	65.6
全国市区町村数 ²⁾	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注: 1) 検診実施率=(実施市区町村数/全国市区町村数)×100

2) 「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

3) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

3 健康教育

令和6(2024)年度に市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は91,363回、参加延人員は1,445,669人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が開催回数64,111回、参加延人員1,050,030人と最も多くなっている。(表5)

表5 集団健康教育の実施状況の年次推移

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
総数	開催回数 (回)	64 838	65 493	84 560	90 279	91 363
	参加延人員 (人)	825 014	887 228	1 167 438	1 375 720	1 445 669
一般 ¹⁾	開催回数 (回)	44 039	43 910	57 871	62 798	64 111
	参加延人員 (人)	572 377	616 571	811 458	981 523	1 050 030
歯周疾患	開催回数 (回)	2 370	2 574	3 757	4 218	4 601
	参加延人員 (人)	34 993	37 251	60 355	78 156	83 899
ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	開催回数 (回)	10 547	9 939	12 067	12 072	11 413
	参加延人員 (人)	97 383	92 856	125 578	124 897	129 485
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	開催回数 (回)	360	367	461	472	468
	参加延人員 (人)	6 937	7 028	16 625	16 239	10 645
病態別 ²⁾	開催回数 (回)	7 375	8 466	10 125	10 499	10 493
	参加延人員 (人)	110 990	127 497	148 303	169 825	165 658
薬 ³⁾	開催回数 (回)	147	237	279	220	277
	参加延人員 (人)	2 334	6 025	5 119	5 080	5 952

注:1)「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2)「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3)「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

令和6(2024)年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は796,177人であり、そのうち重点健康相談は275,108人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が81,108人と最も多くなっている。(表6)

表6 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
総数		601 991	652 087	734 017	766 820	796 177
重点健康相談	総数	194 112	207 009	245 595	265 510	275 108
	高血圧	34 597	37 077	43 161	45 835	44 717
	脂質異常症	12 839	13 031	13 429	13 555	14 209
	糖尿病	19 970	19 519	19 133	19 701	21 034
	歯周疾患	20 057	26 242	32 030	35 855	40 659
	骨粗鬆症	30 183	31 927	47 881	52 845	55 942
	女性の健康	12 547	13 010	16 149	20 237	17 439
	病態別 ¹⁾	63 919	66 203	73 812	77 482	81 108
総合健康相談		407 879	445 078	488 422	501 310	521 069

注:1)「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」～「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

令和6(2024)年度に市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は109,017人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が69,676人と最も多くなっている(表7)。

表7 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員の年次推移

(単位:人)

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
総 数	122 853	113 720	117 100	118 622	109 017
要 指 導 者 等 ¹⁾	72 570	71 647	75 645	75 591	69 676
個別健康教育対象者	1 571	1 709	1 912	2 030	2 375
閉じこもり予防 ²⁾	4 649	4 227	4 479	4 523	4 150
介護家族者	4 248	3 727	3 432	3 421	3 203
寝たきり者	1 508	1 481	1 779	1 958	1 829
認知症の者	3 311	3 541	2 879	2 870	2 708
その他の	34 996	27 388	26 974	28 229	25 076

注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

令和6(2024)年度に市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」6.7%、「肺がん」5.8%、「大腸がん」6.7%、「子宮頸がん」16.0%、「乳がん」16.1%となっている(表8、統計表3)。

表8 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

(単位:人)

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
胃がん	受診者数	1 238 125	1 442 990	1 419 841	1 400 426	1 375 782
	受診率 ²⁾ (%)	7.0	6.5	6.9	6.8	6.7
肺がん	受診者数	2 767 645	3 038 779	2 999 743	2 931 525	2 910 289
	受診率 ²⁾ (%)	5.5	6.0	6.0	5.9	5.8
大腸がん	受診者数	3 312 944	3 528 729	3 462 736	3 384 659	3 320 858
	受診率 ²⁾ (%)	6.5	7.0	6.9	6.8	6.7
子宮頸がん ¹⁾	受診者数	3 205 650	3 459 578	3 360 455	3 380 337	3 400 551
	受診率 ^{2) 3)} (%)	15.2	15.4	15.8	15.8	16.0
乳がん ¹⁾	受診者数	1 947 967	2 209 074	2 128 252	2 133 639	2 125 186
	受診率 ²⁾ (%)	15.6	15.4	16.2	16.0	16.1

注: 「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は細胞診によるものは20歳から69歳、HPV検査単独法によるものは30歳から60歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

2) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

3) 「子宮頸がん」の受診率は、令和6年度の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正により新たにHPV検査単独法が導入されたことに伴い、令和6年度報告からは細胞診とHPV検査単独法を合算して算定した受診率である。

(2) がん検診受診率の状況

令和6(2024)年度の市区町村のがん検診受診率の状況をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「胃がん」1,058が最も多く、次いで「肺がん」が1,048となっている(表9)。

表9 市区町村におけるがん検診受診率の状況

令和6(2024)年度

	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	1 058	569	79	10	1	3
肺がん	1 737	1 048	590	77	11	5	1
大腸がん	1 737	1 001	643	78	4	5	-
子宮頸がん ^{2) 3)}	1 737	145	940	522	97	13	7
乳がん ²⁾	1 737	67	778	616	207	41	11

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は細胞診によるものは20歳から69歳、HPV検査単独法によるものは30歳から60歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」27頁「がん検診受診率」参照。

1) 「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

なお、「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

3) 「子宮頸がん」の受診率は、令和6年度の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正により新たにHPV検査単独法が導入されたことに伴い、令和6年度報告からは細胞診とHPV検査単独法を合算して算定した受診率である。

(3) 令和5年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

令和5(2023)年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.09%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.16%、「子宮頸がん」0.02%、「乳がん」0.34%となっている(表10)。

表10 令和5年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位:人)

令和5(2023)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ¹⁾	乳がん ¹⁾
がん検診受診者数 ²⁾	1 400 865	2 947 990	3 379 865	3 383 401	2 135 065
要精密検査者数 ²⁾	71 877	45 546	174 550	77 839	127 449
精密検査受診率 ³⁾ (%)	85.7	82.7	71.1	78.0	90.6
がん検診受診者数に対する割合 (%)	5.13	1.54	5.16	2.30	5.97
がんであった者数 ²⁾	1 292	754	5 268	769	7 256
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.09	0.03	0.16	0.02	0.34
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.80	1.66	3.02	0.99	5.69
精密検査未受診者数 ²⁾	4 057	2 901	21 998	4 598	3 709
精密検査未受診率 ³⁾ (%)	5.6	6.4	12.6	5.9	2.9
精密検査未把握者数 ²⁾	6 244	4 984	28 414	12 498	8 324
精密検査未把握率 ³⁾ (%)	8.7	10.9	16.3	16.1	6.5

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

1) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

2) がん検診受診者数については令和5年度受診者を令和6年度報告で改めて把握したものである。また、令和6年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

3) 率の算出に当たっては、「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」27頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

令和6(2024)年度に市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」539,936人、「C型肝炎ウイルス検診」539,360人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は2,635人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は811人となっている。(表11)

令和6年度に市町村が実施した肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は472回、参加延人員は5,541人、健康相談の開催回数は1,325回、参加延人員は5,216人となっている(表12)。

表11 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

令和6(2024)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	539,936	2,635	539,360	811
40歳	64,420	131	64,464	39
41～44歳	44,405	127	44,397	26
45～49歳	47,151	148	47,143	50
50～54歳	52,594	181	52,627	68
55～59歳	48,906	241	48,874	52
60～64歳	60,909	301	60,811	96
65～69歳	79,924	448	79,743	123
70～74歳	68,079	487	67,854	137
75～79歳	43,813	332	43,717	90
80歳以上	29,735	239	29,730	130

表12 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況の年次推移

		令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)
健康教育	開催回数(回)	337	361	504	468	472
	参加延人員(人)	5,797	5,180	5,743	5,642	5,541
健康相談	開催回数(回)	1,387	1,307	1,448	1,368	1,325
	参加延人員(人)	6,330	4,847	5,613	5,224	5,216

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

令和6(2024)年度

	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳
		(第3月以内)	(第4～5月)	(第6～7月)	(第8月～分娩まで)		
全 国	736 562	697 468	29 341	4 642	2 618	1 612	881
北 海 道	23 028	21 828	831	192	130	35	12
青 森	4 935	4 596	282	31	20	6	-
岩 手	4 937	4 663	200	46	25	3	-
宮 城	11 686	10 880	632	84	60	26	4
秋 田	3 187	3 035	112	19	14	6	1
山 形	4 568	4 124	389	29	14	12	-
福 島	8 363	7 732	479	74	56	17	5
茨 城	15 083	14 254	619	99	71	33	7
栃 木	9 876	9 403	332	77	50	14	-
群 馬	10 311	9 632	520	92	51	16	-
埼 玉	43 536	41 359	1 571	265	146	64	131
千 葉	37 216	35 367	1 349	260	131	96	13
東 京	97 128	92 517	2 975	610	326	322	378
神 奈 川	56 987	54 569	1 606	327	155	270	60
新 潟	10 017	9 612	270	56	48	31	-
富 山	5 477	5 267	169	20	17	4	-
石 川	6 616	6 416	162	18	15	5	-
福 井	4 591	4 393	168	13	3	1	13
山 梨	4 344	4 044	235	34	14	7	10
長 野	10 485	9 989	383	53	44	5	11
岐 阜	10 287	9 647	505	72	55	8	-
静 岡	18 675	17 469	955	152	77	21	1
愛 知	49 966	47 368	1 825	301	168	304	-
三 重	9 790	9 178	498	52	26	10	26
滋 賀	9 645	9 295	256	46	34	8	6
京 都	13 368	12 684	457	96	91	23	17
大 阪	58 716	56 411	1 677	339	177	43	69
兵 庫	32 668	31 228	1 139	152	84	60	5
奈 良	6 822	6 545	202	34	22	11	8
和 歌 山	4 548	4 393	105	31	16	3	-
鳥 取	3 070	2 802	240	17	9	1	1
島 根	3 531	3 253	244	12	10	4	8
岡 山	11 430	11 003	313	53	39	17	5
広 島	16 247	15 558	547	88	37	12	5
山 口	6 783	6 523	202	41	10	7	-
徳 島	3 661	3 517	105	21	15	1	2
香 川	5 346	4 983	297	37	17	2	10
愛 媛	6 678	6 148	448	41	33	7	1
高 知	3 238	3 056	152	14	9	3	4
福 岡	33 879	31 120	2 377	233	99	32	18
佐 賀	4 792	4 358	390	28	9	7	-
長 崎	7 190	6 790	335	33	21	3	8
熊 本	10 668	10 189	373	67	32	7	-
大 分	5 969	5 581	313	38	25	9	3
宮 崎	6 178	5 725	383	40	23	6	1
鹿 児 島	8 966	8 368	500	61	22	13	2
沖 縄	12 080	10 596	1 219	144	68	17	36

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

令和6(2024)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ¹⁾		
	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	29 411	9 048	20 363	23.7	14.8	32.2	124 330 690	61 041 576	63 289 114
北 海 道	1 653	329	1 324	32.8	12.6	54.4	5 044 825	2 612 808	2 432 017
青 森	443	85	358	37.4	17.8	50.6	1 185 767	478 592	707 175
岩 手	441	42	399	38.2	15.1	45.5	1 153 900	277 423	876 477
宮 城	652	163	489	29.3	15.3	42.1	2 224 980	1 064 142	1 160 838
秋 田	348	50	298	38.3	17.0	48.5	907 593	293 729	613 864
山 形	362	40	322	35.8	16.9	41.5	1 012 355	236 164	776 191
福 島	673	203	470	38.0	23.1	52.7	1 771 314	880 256	891 058
茨 城	668	34	634	23.5	12.7	24.6	2 848 597	267 467	2 581 130
栃 木	485	86	399	25.5	16.7	28.7	1 904 173	514 595	1 389 578
群 馬	522	128	394	27.4	18.4	32.5	1 907 976	695 092	1 212 884
埼 玉	1 213	354	859	16.4	13.3	18.2	7 374 294	2 653 079	4 721 215
千 葉	1 193	281	912	18.9	13.6	21.5	6 311 579	2 070 923	4 240 656
東 京	1 891	1 359	532	13.5	12.7	16.2	14 002 534	10 719 805	3 282 729
神 奈 川	1 308	843	465	14.2	11.9	21.9	9 202 559	7 076 460	2 126 099
新 潟	708	146	562	33.5	19.2	41.7	2 110 754	761 503	1 349 251
富 山	321	96	225	31.8	23.8	37.2	1 008 536	403 757	604 779
石 川	312	72	240	28.4	16.2	36.6	1 098 121	443 123	654 998
福 井	216	41	175	28.9	16.1	35.5	746 690	254 029	492 661
山 梨	313	45	268	39.1	24.5	43.4	801 056	183 850	617 206
長 野	778	133	645	38.7	22.3	45.6	2 012 399	596 720	1 415 679
岐 阜	554	71	483	28.4	17.8	31.1	1 951 292	399 127	1 552 165
静 岡	763	226	537	21.3	15.5	25.3	3 575 704	1 456 699	2 119 005
愛 知	1 337	503	834	17.9	13.1	22.9	7 483 755	3 843 360	3 640 395
三 重	425	41	384	24.4	13.4	26.8	1 741 266	306 378	1 434 888
滋 賀	386	61	325	27.5	17.8	30.6	1 405 246	343 600	1 061 646
京 都	678	285	393	27.4	20.7	35.8	2 472 013	1 373 887	1 098 126
大 阪	1 490	857	633	17.0	14.1	23.5	8 771 961	6 080 524	2 691 437
兵 庫	1 140	560	580	21.1	17.2	27.2	5 393 607	3 262 285	2 131 322
奈 良	366	41	325	28.1	11.8	34.0	1 303 867	347 187	956 680
和 歌 山	375	55	320	41.6	15.6	58.4	901 193	352 941	548 252
鳥 取	225	54	171	42.1	30.1	48.2	534 003	179 215	354 788
島 根	326	58	268	50.7	29.8	59.8	642 590	194 313	448 277
岡 山	601	237	364	32.7	20.3	54.6	1 835 478	1 169 360	666 118
広 島	649	301	348	23.8	16.4	38.7	2 728 771	1 829 813	898 958
山 口	397	46	351	30.7	18.9	33.4	1 292 956	243 422	1 049 534
徳 島	271	・	271	38.7	・	38.7	700 409	・	700 409
香 川	277	77	200	29.5	18.4	38.3	939 965	417 660	522 305
愛 媛	395	55	340	30.5	11.1	42.5	1 296 359	496 666	799 693
高 知	314	47	267	47.2	15.1	75.7	664 863	312 228	352 635
福 岡	1 105	419	686	21.7	14.8	30.3	5 086 957	2 821 916	2 265 041
佐 賀	272	・	272	34.2	・	34.2	794 252	・	794 252
長 崎	371	116	255	29.1	18.6	39.2	1 274 371	624 058	650 313
熊 本	537	120	417	31.3	16.4	42.3	1 716 360	731 331	985 029
大 分	385	83	302	34.9	17.6	48.0	1 102 102	472 898	629 204
宮 崎	341	66	275	32.5	16.7	42.1	1 048 347	394 504	653 843
鹿 児 島	523	93	430	33.5	15.7	44.4	1 558 920	591 263	967 657
沖 縄	408	46	362	27.5	14.7	30.9	1 484 081	313 424	1 170 657

注：1)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-1）

令和6(2024)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾³⁾	乳がん ²⁾
全 国	1 375 782	2 910 289	3 320 858	3 400 551	2 125 186	6.6	5.9	6.7	16.0	16.0
北海道	41 544	87 971	99 701	144 453	81 279	4.8	4.3	4.8	17.8	14.6
青森	28 850	41 023	54 012	35 109	25 324	12.3	8.3	10.9	19.0	19.8
岩手	24 718	46 716	48 594	31 858	27 167	10.7	10.0	10.4	17.7	22.9
宮城	42 757	86 030	92 073	94 523	54 686	10.6	9.5	10.2	20.7	24.1
秋田	14 367	23 517	32 695	18 700	15 488	8.0	6.3	8.8	13.2	15.3
山形	27 132	56 121	53 625	31 223	24 776	13.5	13.9	13.3	17.0	20.8
福島	37 830	73 429	69 671	46 080	34 664	12.1	10.3	9.8	16.9	18.7
茨城	23 904	80 855	76 465	83 769	44 410	4.7	7.1	6.7	14.4	16.0
栃木	33 192	71 386	76 952	65 830	52 394	9.2	9.2	9.9	18.1	20.5
群馬	31 012	57 896	58 386	64 516	35 664	9.7	7.6	7.7	18.4	18.7
埼玉	90 709	168 356	195 242	194 916	115 063	7.1	5.6	6.5	15.0	14.7
千葉	63 307	177 985	179 255	201 962	140 690	6.0	7.0	7.1	17.7	19.7
東京都	144 801	269 741	415 643	359 800	233 937	7.0	4.7	7.3	14.9	16.5
神奈川県	76 341	168 519	181 135	246 002	110 577	5.1	4.4	4.8	15.5	11.6
新潟	34 916	62 388	71 837	45 643	38 590	9.0	7.4	8.5	14.6	18.2
富山	13 804	25 883	24 510	22 859	16 098	8.3	6.5	6.1	13.7	13.9
石川	19 809	30 288	30 882	31 146	20 495	10.4	7.0	7.1	16.8	17.9
福井	6 991	17 485	19 497	24 188	15 156	6.8	6.0	6.7	21.8	20.3
山梨	15 572	43 299	40 149	22 509	20 701	10.2	13.5	12.5	18.4	21.9
長野	16 761	25 658	55 178	56 410	33 043	5.0	3.2	6.9	16.2	15.9
岐阜	21 032	42 482	48 277	54 264	41 483	6.6	5.5	6.3	16.4	18.8
静岡県	46 284	102 835	108 144	104 491	60 669	7.4	7.2	7.5	16.9	17.1
愛知県	95 617	206 897	202 724	220 666	124 005	7.3	7.0	6.8	17.8	15.4
三重	25 833	44 548	53 754	54 640	36 802	8.3	6.4	7.8	18.3	17.4
滋賀	7 984	20 370	26 266	36 700	21 973	3.8	3.7	4.7	17.3	15.8
東京都	11 486	30 293	39 884	50 634	31 767	3.0	3.1	4.1	12.4	10.6
大阪府	54 393	163 597	172 641	234 207	127 390	4.1	4.7	5.0	16.3	14.0
兵庫県	30 864	88 125	120 830	100 060	77 698	3.5	4.1	5.6	11.3	13.9
奈良	10 453	16 516	31 707	27 096	20 244	4.8	3.2	6.1	13.6	14.9
和歌山	14 722	31 429	31 794	27 672	17 961	10.6	8.8	8.9	19.7	18.5
鳥取	17 158	19 727	21 374	23 986	11 041	17.0	9.5	10.2	22.3	20.9
島根	5 060	8 391	16 067	16 257	11 170	5.4	3.5	6.6	17.0	18.7
岡山	13 584	42 722	40 856	51 674	40 763	5.3	6.1	5.8	14.5	18.0
広島	29 814	58 155	62 331	59 088	38 289	6.8	5.4	5.8	12.5	12.5
山口	9 514	19 564	22 731	32 644	18 443	4.8	3.9	4.6	17.1	14.3
徳島	5 644	9 999	12 367	18 098	9 641	4.8	3.6	4.4	17.1	13.0
香川県	12 449	24 293	30 301	26 086	21 216	7.7	6.6	8.2	18.5	22.1
愛媛	14 698	27 472	33 195	25 963	21 458	6.6	5.4	6.5	12.5	15.1
高知	8 140	17 782	18 064	10 849	9 741	6.7	6.8	6.9	11.5	14.7
福岡	48 834	78 570	97 783	126 915	69 968	6.4	4.0	5.0	14.9	13.2
佐賀	7 831	18 490	20 319	27 200	15 588	6.2	6.0	6.6	20.5	17.2
長崎	21 755	38 111	34 537	36 890	21 337	9.5	7.6	6.9	18.6	14.7
熊本	23 575	51 667	56 716	60 670	42 717	7.8	7.9	8.7	20.4	20.5
大分	10 427	31 896	28 307	29 263	19 977	5.5	7.5	6.6	15.4	16.3
宮崎	7 747	17 151	30 664	30 813	15 637	4.8	4.2	7.5	18.0	14.2
鹿児島	16 336	42 186	44 031	61 110	38 718	6.2	6.9	7.2	19.7	20.1
沖縄	16 231	42 475	39 692	31 119	19 288	6.7	7.4	6.9	13.0	12.6

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は細胞診によるものは20歳から69歳、HPV検査単独法によるものは30歳から60歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

3) 「子宮頸がん」の受診率は、令和6年度の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正により新たにHPV検査単独法が導入されたことに伴い、令和6年度報告からは細胞診とHPV検査単独法を合算して算定した受診率である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-2）

令和6(2024)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾³⁾	乳がん ²⁾
指定都市・特別区（再掲）										
東京都 区部	116 160	218 246	296 854	273 946	168 918	8.3	5.6	7.6	16.0	17.4
札幌市	7 780	18 601	24 485	78 673	29 059	2.8	2.3	3.0	22.8	12.9
仙台市	12 966	23 462	27 999	26 788	19 715	7.8	5.5	6.5	14.6	18.3
さいたま市	33 968	42 613	40 537	37 033	19 477	13.5	7.8	7.5	15.7	14.0
千葉市	12 399	29 413	26 988	24 001	16 579	7.8	7.3	6.7	15.8	17.1
横浜市	21 097	45 729	64 335	101 776	37 084	3.8	2.9	4.1	16.6	9.9
川崎市	16 117	29 261	26 767	39 883	17 842	7.1	4.7	4.3	15.4	11.6
相模原市	10 299	16 178	16 553	24 651	11 369	7.7	5.5	5.6	16.5	15.9
新潟市	12 773	12 291	22 582	15 789	10 329	10.1	4.0	7.3	13.3	13.3
静岡市	2 911	14 379	17 446	12 446	6 526	3.3	5.3	6.5	12.4	10.0
浜松市	13 118	23 491	22 121	19 501	10 562	9.0	7.4	7.0	12.8	13.5
名古屋 市	33 327	67 239	68 287	91 625	46 225	7.8	7.4	7.5	25.1	19.9
京都 市	2 225	9 295	10 593	20 427	10 161	1.2	1.7	2.0	8.5	3.6
大阪 市	10 073	27 373	30 840	55 528	30 322	2.5	2.5	2.8	11.7	9.6
堺 市	4 315	14 676	16 153	22 587	9 470	4.3	4.6	5.0	18.1	13.4
神戸 市	7 773	13 099	38 327	23 101	18 965	3.5	2.2	6.4	10.1	12.7
岡山 市	4 757	17 620	15 306	15 210	11 044	5.1	6.4	5.6	11.0	15.1
広島 市	12 375	27 965	25 931	19 063	16 755	7.1	5.9	5.5	9.2	11.9
北九州 市	5 559	5 375	10 665	23 019	11 535	4.1	1.5	3.0	14.6	12.8
福岡 市	15 365	13 691	24 005	49 543	17 464	7.0	2.2	3.8	18.1	10.7
熊本 市	5 031	10 107	12 202	26 006	13 403	4.5	3.5	4.3	22.4	16.9
中核市（再掲）										
旭川市	2 295	4 150	6 201	9 548	6 363	3.9	3.3	4.9	20.1	18.2
函館市	1 200	4 570	4 548	5 824	3 380	2.8	4.6	4.6	14.7	12.0
青森市	3 179	4 071	8 368	4 325	3 611	6.4	3.6	7.4	10.9	12.3
八戸市	4 233	5 958	6 406	7 498	4 106	10.1	6.7	7.2	18.2	17.4
盛岡市	4 078	8 243	6 230	7 639	4 636	7.4	7.2	5.4	13.8	16.2
秋田市	2 020	2 325	5 568	5 950	3 262	3.6	1.9	4.6	11.9	10.4
山形市	4 912	9 436	9 150	3 721	3 276	10.8	10.0	9.7	10.2	13.3
郡山市	8 447	11 452	11 492	7 991	5 121	13.5	8.8	8.9	16.1	15.0
いわき市	3 373	8 442	7 941	5 472	3 858	8.6	6.8	6.4	12.5	12.7
福島市	7 085	10 285	10 396	6 073	5 080	14.4	9.6	9.7	14.8	17.7
水戸市	1 628	6 560	6 060	2 636	2 736	4.5	6.2	5.7	7.0	10.4
宇都宮市	8 959	15 472	15 884	18 246	6 008	9.5	7.4	7.6	17.9	12.0
前橋市	6 622	14 311	13 197	9 407	6 386	15.0	11.0	10.1	19.5	20.0
高崎市	2 820	9 080	8 458	13 778	5 705	5.1	6.2	5.8	18.1	15.4
川越市	3 036	1 287	8 028	4 598	4 681	5.3	0.9	5.7	8.2	13.1
越谷市	4 568	7 699	6 818	11 603	4 923	7.2	5.5	4.9	16.6	13.4
川口市	5 252	12 539	15 589	25 822	9 204	5.9	5.1	6.3	19.9	14.9
船橋市	3 931	23 956	22 610	20 935	13 948	4.7	9.1	8.6	20.5	22.1
柏市	2 709	4 977	6 340	8 185	12 068	4.6	2.9	3.7	13.4	21.0
八王子市	5 294	10 933	17 556	13 627	9 363	6.6	4.8	7.7	13.5	16.6
横須賀市	-	8 846	7 919	13 118	3 663	-	5.8	5.2	18.8	9.6
富山市	4 697	9 422	8 984	5 515	4 208	7.6	5.9	5.6	9.2	10.4
金沢市	9 903	13 442	11 581	8 973	6 935	11.9	7.6	6.5	12.5	15.7
福井市	1 752	4 522	5 879	9 170	5 606	5.2	4.5	5.9	23.8	21.4
甲府市	3 157	7 594	6 450	4 812	3 886	8.8	10.4	8.9	15.7	16.6

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は細胞診によるものは20歳から69歳、HPV検査単独法によるものは30歳から60歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

3) 「子宮頸がん」の受診率は、令和6年度の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正により新たにHPV検査単独法が導入されたことに伴い、令和6年度報告からは細胞診とHPV検査単独法を合算して算定した受診率である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-3）

令和6(2024)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾ ³⁾	乳がん ²⁾
長野市	1 365	2 310	5 713	10 349	2 949	2.3	1.6	3.9	14.3	7.3
松本市	1 042	4 237	5 771	9 175	4 329	2.5	4.5	6.2	19.4	18.6
岐阜市	2 151	4 148	4 761	11 105	4 882	3.6	2.6	3.0	16.2	11.3
豊橋市	2 649	9 463	8 664	7 054	4 032	5.4	6.4	5.9	12.3	10.5
豊田市	5 595	6 173	9 475	5 853	3 617	8.5	3.8	5.8	9.7	9.1
岡崎市	6 673	10 203	12 651	6 281	4 643	9.2	6.7	8.3	11.4	12.6
一宮市	3 802	14 562	9 971	11 781	4 490	5.8	9.6	6.6	15.3	11.7
大津市	1 306	7 634	7 704	11 611	5 111	2.7	5.5	5.6	21.0	14.2
高槻市	3 569	13 940	11 037	13 275	6 312	7.9	10.2	8.1	25.7	18.1
東大阪市	4 802	10 113	10 420	11 759	7 265	5.7	5.3	5.5	15.5	14.9
豊中市	2 454	6 423	9 767	10 166	5 088	5.0	3.9	5.9	16.0	12.3
枚方市	2 258	9 347	10 382	13 799	5 338	3.5	5.9	6.6	18.4	12.4
八尾市	2 736	5 522	6 723	8 753	4 821	6.0	5.4	6.5	22.1	19.3
寝屋川市	1 386	2 874	3 475	4 118	3 486	3.6	3.2	3.9	12.4	14.1
吹田市	1 724	8 336	8 408	10 790	6 739	3.3	5.5	5.5	16.6	17.2
姫路市	1 413	2 772	5 535	12 131	11 583	2.4	1.3	2.7	14.7	22.5
西宮市	2 200	3 722	5 129	6 195	5 958	2.6	1.9	2.6	8.2	11.2
尼崎市	1 655	4 801	6 818	4 019	3 899	2.6	2.6	3.7	5.7	8.5
明石市	-	5 230	5 455	5 275	3 425	-	4.4	4.6	11.0	11.1
奈良市	1 893	1 131	10 268	8 775	5 925	3.8	0.8	7.4	16.4	15.8
和歌山市	2 334	5 534	5 410	8 116	5 524	4.0	3.9	3.9	13.7	14.0
鳥取市	5 927	6 867	7 432	8 173	3 713	17.7	9.7	10.5	22.5	19.0
松江市	2 246	2 850	4 651	5 985	3 283	8.5	3.8	6.1	20.7	17.6
倉敷市	3 337	10 427	10 743	18 708	15 104	6.1	5.8	6.0	20.0	24.3
福山市	3 219	7 092	8 755	9 164	3 421	4.3	4.0	5.0	10.5	7.7
呉市	1 044	2 424	2 885	7 915	3 284	3.0	3.1	3.7	21.7	12.3
下関市	653	1 249	2 561	8 798	2 737	2.0	1.3	2.7	20.4	10.8
高松市	3 453	6 607	10 747	12 035	9 522	5.1	4.0	6.5	18.9	22.0
松山市	3 872	9 606	10 233	9 792	6 444	5.2	4.8	5.1	13.2	13.0
高知市	2 687	4 289	6 802	5 239	4 910	4.8	3.3	5.3	11.0	14.9
久留米市	2 003	9 421	8 528	8 013	4 088	5.1	8.1	7.3	17.9	15.6
長崎市	5 204	7 533	5 763	8 721	4 300	6.3	4.8	3.7	15.3	10.1
佐世保市	4 578	7 101	6 874	9 220	4 877	11.6	8.1	7.8	22.8	16.2
大分市	2 436	10 343	9 414	9 288	7 290	3.1	5.5	5.0	12.7	14.3
宮崎市	2 612	8 005	11 331	16 014	5 784	4.7	5.1	7.2	21.9	13.9
鹿児島市	3 279	9 374	9 094	20 551	6 812	4.1	4.0	3.9	17.5	12.9
那覇市	3 801	7 473	8 263	4 431	2 497	6.6	5.9	6.6	9.3	7.4
その他政令市（再掲）										
小樽市	371	434	1 040	1 540	849	1.9	1.0	2.5	10.4	8.4
町田市	-	4 288	8 750	9 322	6 480	-	2.4	4.9	13.8	14.8
藤沢市	5 805	12 986	12 031	9 145	8 099	8.4	7.0	6.5	13.1	16.8
茅ヶ崎市	2 840	7 372	7 374	3 617	2 707	6.6	7.0	7.1	9.4	10.3
四日市市	4 799	6 812	8 279	10 736	5 805	9.0	5.5	6.7	18.5	18.3

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は細胞診によるものは20歳から69歳、HPV検査単独法によるものは30歳から60歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

3) 「子宮頸がん」の受診率は、令和6年度の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正により新たにHPV検査単独法が導入されたことに伴い、令和6年度報告からは細胞診とHPV検査単独法を合算して算定した受診率である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヒブ混合ワクチン（DPT-IPV-Hib）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後7月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6

日以上、標準的には6日から28日までの間隔において2回、追加接種については初回接種終了後6日以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

令和6年度に18歳となる者（平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、令和6年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、初回接種は27日以上、標準的には27日から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後7日以上、標準的には7月から13月までの間隔において1回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、生後12月までに27日以上の間隔において3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行われる。

「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」（女性のみ対象）

（令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。）

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行われる。

ア 標準的な接種方法として、6月の間隔において2回行う。

イ 標準的な接種方法として、2月の間隔において2回行った後、1回目の注射から6月の間隔において1回行う。

平成25年6月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられていたが、令和3年11月に積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次行うこととなった。なお、令和2年10月から接種対象者等へのHPVワクチンに関する情報提供資材の個別送付が開始された。

「水痘ワクチン」

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3日以上、標準的には6月から12月までの間隔において2回行われる。

「B型肝炎ワクチン」

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔において2回、第1回目の注射から139日以上の間隔において1回行われる。

「ロタウイルスワクチン」

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は 27 日以上の間隔において 2 回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は 27 日以上の間隔において 3 回、初回接種については、生後 2 月に至った日から出生 14 週 6 日後までの間を標準的な接種期間として行われる。

なお、令和 2 年 10 月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第 1 期は、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し 1 回、第 2 期は 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対して 1 回行われる。

「BCG ワクチン」

生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、「65 歳の者」の対象者については、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者が定期接種の対象となる。

「新型コロナワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

健康増進編

平成 20 年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成 18 年 4 月 1 日施行）により、65 歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成 18 年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 74 歳以下の特定健康診査非対象者及び 75 歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心

身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)」(以下「指針」という。)に基づき実施されている。

平成 28 年 2 月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69 歳(胃がん検診は平成 28 年度以降 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50 歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は 40 歳以上の者を対象としても差し支えない。)

受診間隔 平成 28 年度以降 2 年に 1 度

(ただし、胃部エックス線検査は年 1 回実施しても差し支えない。)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「50 歳以上 69 歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40 歳以上の男女(喀痰細胞診は 50 歳以上)

問診(質問)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 20 年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 細胞診：平成 16 年度以降 20 歳以上の女

HPV 検査単独法：30 歳以上の女

受診間隔 細胞診：平成 16 年度以降 2 年に 1 度

HPV 検査単独法：5 年に 1 度

細胞診：問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

HPV 検査単独法：問診、視診及び HPV 検査とし、HPV 検査陽性となった場合にトリアージ検査
なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 17 年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成 16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診（質問）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」 （令和 6 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

・肺がん及び大腸がん

受診率＝（受診者数／対象者数）×100

・胃がん及び乳がん（平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。）

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2 年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

・子宮頸がん（令和 6 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、令和 6 年度から受診率の算出方法を変更している。）

受診率＝（（細胞診の前年度の受診者数＋細胞診の当該年度の受診者数－細胞診の 2 年連続の受診者数）＋（当該年度及び過去 4 か年度の間に HPV 検査単独法による子宮頸がん検診を 1 度以上受診した者の数））／（当該年度の対象者数）×100

「精密検査受診率」 （令和 5 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査受診率＝（要精密検査者数－精密検査未受診者数－精密検査未把握者数）／要精密検査者数×100

「精密検査未受診率」 （令和 5 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未受診率＝精密検査未受診者数／要精密検査者数×100

「精密検査未把握率」 （令和 5 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未把握率＝精密検査未把握者数／要精密検査者数×100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。